

自動車の構造・装置の変更*を行う事業者又はユーザーの皆様へ

(※補修部品の交換又は修理は含まれません。)

平成29年7月19日、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の一部が改正され、

① 書面の提出が必要となる検査の対象を拡大

【概要】

自動車の構造・装置に変更があり、視認等では基準適合性審査が困難なものについては、新規検査に限らず継続検査及び構造等変更検査等の全ての検査において、申請者は基準適合性を証する書面（試験成績書など）を提出しなければならない。

② 提出書面の虚偽の記載を禁止

【概要】

提出書面については、虚偽の記載をしてはならない。

に関する規定等が追加されました。

これらについては、今後、全ての検査において適用されますのでお知らせします。

注意：①又は②の規定に違反した場合は、道路運送車両法（昭和26年法律第185条）第110条の罰則の対象となります。